平成２４年（フ）第１２０７号
埼玉県和光市中央２丁目１番６号　集成パーソナルハイツ和光103
債務者　上田　泰子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６９号
さいたま市見沼区島町410番地11　エビナハイツＢ、旧住所さいたま市桜区田島２丁目９番17号108
債務者　山邊　幹雄
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７３号
埼玉県川口市芝中田２丁目23番７号　田中荘６号
債務者　林田　定信
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８２号
さいたま市緑区芝原３丁目13番地14
債務者　鍋澤　　剛
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９５号
埼玉県桶川市大字川田谷7141番地の１　安らぎの里
債務者　吉野　良子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９６号
埼玉県久喜市久喜東２丁目33番１号　レジデンスマツ105号室、旧住所埼玉県久喜市緑１丁目14番３号
債務者　大野　景子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９７号
埼玉県川口市芝新町11番27号　アビタシオン芝302号
債務者　細井　政行
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９８号
埼玉県川口市芝新町11番27号　アビタシオン芝302号
債務者　細井美恵子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２５号
埼玉県川口市前川２丁目５番５―203号　サンハイツ
債務者　菊池　七重
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４１号
埼玉県久喜市野久喜803番地３　エルディム香取101号
債務者　蓮田奈緒美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１３号
さいたま市緑区太田窪１丁目４番１号　カサデベルデ103
債務者　麓　　秋彦
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
埼玉県越谷市千間台西６丁目７番地21　富士ハイツ202号
債務者　相田　葉子（旧姓井伊）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
静岡県沼津市上香貫宮原町1541番地
債務者　増田　　登
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
静岡県伊豆の国市南江間784番地の１　メルベーユ和泉102号
債務者　河野　一成
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
静岡県沼津市岡一色111番地の12　アンフィールドハウス101、前住所静岡県沼津市北園町３番地の１　シティハイツかざま102
債務者　赤川　美紀
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４１６号
沖縄県那覇市長田２丁目20番１―307号　タマキ荘
債務者　池間　利明
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２６５号
札幌市白石区南郷通14丁目南４番８号　キャッスル大木戸602号
債務者　山本　光宏
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで札幌地方裁判所民事第４部